

社会福祉法人六日市保育所定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が心身ともに健やかに育成され、かつ、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号、以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業で、以下に掲げる事業を行う。

- 一 児童福祉法に規定する保育所の経営
- 二 児童福祉法に規定する一時預かり事業
- 三 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- 四 児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業
- 五 児童福祉法に規定する病後児保育事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人六日市保育所（以下「六日市保育所」という。）という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実・効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、島根県鹿足郡吉賀町六日市739番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名を置く。

(評議員選定・解任委員会)

第6条 この法人に、「評議員選定・解任委員会」を置き、評議員の選定及び解任は、評議員選定・解任委員会において行う。

- 2 評議員選定・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選定・解任委員会の委員の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 4 評議員選定・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、

外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

6 評議員選定・解任委員の任期は、4年とする。再任を妨げない。

(評議員の資格等)

第7条 評議員は、自らが評議員を務める法人の理事・監事又は職員をかねることができない。

2 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならない。

3 評議員のうちには、各役員（理事長・理事・監事）について、その配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならない。

4 評議員のうちには、各評議員及び各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の権限)

第8条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、法第30条に規定する島根県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一 前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

二 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は評議員会の日から4週間前までにしなければならない。

4 評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

6 評議員は、会計帳簿、各会計年度における計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任はこれを妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第3章 評議員会

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務に要する費用（以下「費用弁償額」という。）の支払いを、評議員会において別に定めるところにより支給する。

(評議員会の構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事に対する報酬の額及び理事に支払う報酬の総額並びに監事個々に対する報酬の額及び監事に支払う報酬の総額。
- 三 理事及び監事並びに評議員に対する費用弁償額の支給の基準
- 四 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 八 基本財産の処分
- 九 社会福祉充実計画の承認
- 十 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(評議員会の開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として、毎年度4月当初から6月末までに1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(評議員会の招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の議決を経て、臨時に評議員会を招集できるものとする。
- 3 理事長は第8条第1項による評議員会の開催請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

(評議委員会の議長)

第15条 評議員会に議長を置く

- 2 議長は、評議員会の決議によって評議員なかから選定する。
- 3 議長の任期は、当該評議員の任期満了までとする。

- 5 議長が、事故等により評議員会を欠席する場合若しくは、決議する事項に関して特別の利害を有する場合（その決議に関する場合のみ）は、他の評議員の中から、臨時に議長を選出する。

（評議員会の決議）

- 第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、欠席者には、評議員会終了後すみやかに決議事項について説明を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、特別の利害を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う。
 - 一 監事の解任
 - 二 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 合併
 - 六 その他法令で定められた事項で特に重要な事項
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。
 - 一 理事・監事又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意
 - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに本条第1項の決議を行わなければならない。
 - 5 理事又は監事の候補者の合計数が、第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

（評議員会の議事録）

- 第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員の中から2名を議事録署名人として選任する。
 - 3 第1項の議事録に、議長及び議事録署名人並びに理事長が記名押印する。
ただし本人が自署した場合は、押印を省略することができるものとする。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

- 第18条 この法人には、次の役員を置く。
- 一 理事 6名
 - 二 監事 2名

（役員を選任）

- 第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事のうち1名を理事長とする。理事長以外の理事のうち1名を、この法人の業務を執行する理

事（以下「業務執行理事」という。）とする。

- 3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。
- 4 業務執行理事は、六日市保育所の施設長としての園長を兼ねる。
- 5 理事の欠員が、第 1 項に規定する定数の3分の1を超えた場合は、遅滞なく補充しなければならない。
- 6 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事全員の同意を得なければならない。

（理事の職務及び権限）

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。
ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。
- 6 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の請求をすることができる。
- 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 8 業務執行理事(所長)は、理事会及び理事長が委譲した範囲内で、法人の内部的・対外的な業務を執行する権限を有し、執行する。
- 9 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、この法人の業務執行の意思決定に参画すると共に、理事長や他の理事の職の執行を監督する。

（監事の職務及び権限）

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

- 7 監事は、理事長及び業務執行理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 9 この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。
- 10 監事は、評議員会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 11 監事は、次の事項についてこの法人に対して請求することができる。
 - 一 費用の前払いの請求
 - 二 支出した費用及び支出日以降におけるその利息の償還の請求
 - 三 負担した責務の債権者に対する弁済の請求
- 12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

（役員資格等）

- 第 22 条 理事のうちには、各理事の配偶者若しくは 3 親等以内の親族、その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者が 3 人を超えて含まれてはならない。
- 2 監事のうちには、各役員についてその配偶者又は 3 親等以内の親族、その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者が含まれてはならない。

（役員任期）

- 第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事として、前任者の辞任等により新たに選任された者の任期は、前任者の任期満了までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

- 第 25 条 理事及び監事に対する報酬は、無報酬とする。ただし、費用弁償額の支払いを、評議員会にお

いて別に定めるところにより支給する。

- 2 第 19 条第 4 項に定める業務執行理事(園長)の報酬は、別途理事会で定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- 三 この法人が理事の責務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

- 2 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は責任限定契約)

第 27 条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要がある場合には、法第 45 条の 20 第 4 項において準用する「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）」第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 理事（理事長・業務執行理事および業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 113 条第 1 項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職 員)

第 28 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の運営等に関わる重要な職員は、理事会において選任及び解任を行う。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長がこれを任免する。
- 4 職員の給与その他に当たっては、別途理事会で決定する。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 29 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長若しくは業務執行理事（施設長・園長）の専決及び委任することができる。専決した事項については、理事会に報告し承認を得なければならない。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事会は、各会計年度の四半期に1回開催されなければならない。
- 3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の開催請求が出されたら、理事長は、遅滞なく臨時の理事会を招集しなければならない。
- 4 前項の規定による請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。
- 5 理事会を招集する者は、理事会開催の一週間前までに、各理事及び監事に対して、その通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会に議長を置く。

- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の中から互選により議長を選出する。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、欠席者には、理事会終了後すみやかに決議事項等について説明を行うものとする。

- 2 前項に規定にかかわらず、法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長、監事及び会議に出席した理事の中から2名を、議事録署名人として選任する。
- 3 第1項の議事録に、理事長及び監事並びに議事録署名理事が記名押印する。ただし本人が自署した場合は、押印を省略することができる。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、末尾記載の別表第1をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。ただし、賃貸借等をしている固定資産は、別表第2とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て島根県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、島根県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合。

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の融資貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後三月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会に提出しその承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

五 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

六 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、評議員に事前に提供した上で定時評議員会に提出し、第一号の書類はその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。

3 第一項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
- 四 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において別途に定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の多数により決議しなければならない。

第7章 解散

(解散)

第43条 この法人は、法第46条第1項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、六日市保育所の掲示場に掲示するとともに、官報及び全国紙1社以上及び

地方紙1社以上並びに電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則（評議員会運営規定、理事会運営規定は、別途理事会において定める。

別表 第一 六日市保育所の基本財産

島根県鹿足郡吉賀町六日市地内

字	地番	種別	土地の地目又は建物の構造等	単位	数量	備考
	739-3	土地	宅地	m ²	1,962.35	保育所敷地
	739-3	建物	鉄骨造ルーフィング葺 平家建園舎	〃	576.96	保育所園舎
	〃	〃	鉄骨造スレート葺 平屋建倉庫	〃	29.25	
〃	〃	〃	コンクリートブロック鉄骨造 亜鉛メッキ銅板葺 平屋建ボイラー室、物置	〃	13.10	

別表 第二 使用貸借又は賃貸借等をしている固定資産

島根県鹿足郡吉賀町六日市地内

字	地番	地目	単位	数量	貸借の態様等
	739-1	宅地	m ²	712,96	賃貸借

附 則

この法人の設立当初の役員・評議員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づいて、役員を選任を行うものとする。

理事長 石村 由比 理事 三分一 哲也
理事 西本 徳英 理事 木村 昌司
理事 下森 芳久 理事 久保 久和
理事 山本 虎雄 理事 宮本 尊良
理事 中山 重美
監事 松蔭 茂 監事 清水 克美

附則

この定款は平成6年11月16日から施行する。

附則

この定款は平成7年5月10日から施行する。

附則

この定款は平成11年2月10日から施行する。

附則

この定款は平成11年8月25日から施行する。

附則

この定款は平成14年2月19日から施行する。

附則

この定款は平成17年7月15日から施行する。

附則

この定款は平成18年5月9日から施行する。

附則

この定款は平成22年7月14日から施行する。

附則

この定款は平成23年6月2日から施行する。

附則

この定款は平成23年11月10日から施行する。

附則

この定款は平成24年11月12日から施行する。

附則

この定款は平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

